

# 男鹿市販路拡大支援事業費補助金

地域事業者

ふるさと納税出品希望者

新規起業者

オガーレ出品希望者

これから事業をはじめたい！事業の見直しを考えたい！などなど・・・ご相談ください！

加工場が欲しいなあ

商品開発の補助がほしい

商品パッケージを一新したい！

道の駅に出品したい

新規事業をはじめたい

商品の新たな販路を開拓したい

商品開発に必要な機械がほしい

展示会に出展する費用  
なんかを補助してほしい

様々なご意見や要望をお聞かせください

# 販路拡大支援事業費補助金概要

## 事業目的

地場産品を売り込むために地域事業者が販路拡大を目的に行う商品開発や推進事業について、その一部を助成し、地域産業の発展や経営基盤と雇用の安定を図る。

## 補助対象者

男鹿市内各事業所及び新規起業者や市内個人事業主のいずれかで販路拡大を目的とした商品の開発、既存商品の販路拡大に関する取組みを実施するもの。

## 補助要件

1. 道の駅おがに出品する商品を開発する者
  2. 男鹿市ふるさと納税の返礼品に登録する商品を開発する者
  3. 既に販売している商品の販路拡大を図るための事業を実施すると認められる者
- ※補助対象経費は交付決定後に発生した経費のみしか認められません。

### <要件1~3>

**複合型：1及び2に該当する事業者**

**単独型：1若しくは2に該当する事業者**

**既存型：3に該当する事業者**

## 補助金

道の駅及びふるさと納税へ出品する者 ……50万円【上限額】  
道の駅・ふるさと納税どちらかに出品する者 ……30万円【上限額】  
既存商品の販路拡大に取り組む者 ……20万円【上限額】  
補助率 ……消費税別事業費の1/2

- 1社につき年1回の補助交付とする。
- 1回の申請のうち商品数の制限はありませんが、すべての商品が同じ補助要件に該当する必要があります。
- 同一年度内に完結する事業であること。
- 自動車等の汎用性の高い備品は対象経費として認められません。

## 補助金交付に伴う審査

事業内容、事業計画、収支計画等がある程度決まりましたら、男鹿まると売込課窓口までご相談ください。

# 販路拡大支援事業費補助金交付フロー

申請



審査



交付決定



実績報告



補助金  
交付

補助交付を希望する企業又は個人は、申請書（様式第1号）と事業計画書（様式第2号）に必要事項を明記し、添付書類を添えて所管課へ申請する。  
※支出額の確認が可能な見積書等の写しを添付する。  
**申請期限：毎年度2月末**

申請内容を審査し、疑問等あれば随時間取りする。

内容に問題なければ、補助金交付決定通知書（様式第3号）を発行する。

・事業内容に変更があった場合は、変更状況に応じて事業変更届（様式第4号）を提出し、事故があった場合は事故報告書（様式第6号）を提出する。  
・事業終了後、実績報告書（様式第7号）に支払いを証明できる書類（領収書等）を添付して提出する。  
補助対象者に対し、補助金確定通知書（様式第8号）を発行する。

補助対象者からの請求書（様式第9号）により補助金を交付する。

期限  
2月末

年度内

# 販路拡大支援事業補助内容

補助対象経費	内容	補助率	補助限度額		
			複合型	単独型	既存商品型
設備投資費	加工場の新設や増設、備品の購入に係る経費 (汎用性の高い備品は除く)	1/2以内	500,000円	300,000円	200,000円
研究開発費	専門機関への相談料 (成分調査、保健所許可等)				
印刷費	印刷物や包装資材の制作経費 (デザイン代含む)				
旅費	県外で開催される商談会等への旅費				
出展料	各商談会への出展料、ブース代等				
その他	市長が必要と認める経費				
<b>対象外経費</b>	<b>内容</b>				
固定資産取得費	施設及び土地の取得等に要する経費	汎用品	汎用性の高い備品の購入に係る経費  ≪一例≫ ・パソコン、タブレット ・プリンター ・スマートフォン ・自動車等車両 など		
経常費用	光熱水費、人件費等の運営に係る経費				
消費税	消費税及び地方税法に規定する地方消費税				
その他	市長が適当でないと認めた経費				

※上記補助対象経費にかかわらず交付決定日以前に発生した経費は補助対象外とする。